

民間資金等活用事業推進委員会  
第38回 計画部会  
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会 第38回計画部会

日 時：令和7年5月8日（木）9:56～11:47

場 所：中央合同庁舎第8号8階特別大会議室（オンライン併用）

出席者：

### 【民間資金等活用事業推進委員会委員・専門委員】

山口部会長、大橋部会長代理、難波委員、浅川専門委員、朝日専門委員、上田専門委員、高橋専門委員、望月専門委員

### 【内閣府】

民間資金等活用事業推進室

笠尾室長（大臣官房審議官）、大塚参事官、原企画官、鈴木企画官、村中参事官補佐、齊藤参事官補佐

- 議事：（1）PPP／PFI推進アクションプラン(令和7年改定版)（案）について  
（2）ガイドライン等改正（案）について  
（3）多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針の改定について

○大塚参事官 ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第38回計画部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、本日進行を務めますPFI推進室参事官の大塚と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、構成員8名のうち、7名の委員、専門委員の皆様にご出席いただいております。また、1名オンライン参加で遅れての御参加予定と伺っております。

民間資金等活用事業推進委員会令に規定されている定足数であります過半数に達しておりますので、部会が成立していますことを御報告申し上げます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

資料1-1、1-2、1-3、資料2、資料3-1、3-2、それから参考資料1-1、1-2、1-3、参考資料2、3、4と、これらを配付しており、オンライン参加の方には事前にメールで御送付しております。

不足等ございましたら、事務局までお声がけいただければと思います。大丈夫でしょうか。

また、資料1-1、1-2、1-3につきましては、現在策定途上のものでございますので、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第5条、第6条に基づきまして、委員及び専門委員の皆様のみへの配付といたしまして、ホームページ上でも非公表とさせていただきます。

また、今回は対面参加とウェブ参加を併用しています。会議室での参加の皆様も、オンラインで参加の皆様も、御発言の前にはお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回もマスコミの皆様に対して全ての時間帯で公開で傍聴いただけるようにしております。傍聴されている方からの御意見、御質問につきましては、会議終了後、事務局まで御連絡を賜ればと思います。

それでは、以後の議事につきまして、山口部会長に進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○山口部会長 計画部会長を務めております青山学院大学の山口と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速議事に入ります。

議事（1）について、事務局から御説明をお願いいたします。

○原企画官 PFI室企画官の原と申します。

まず、議事（1）の「PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）（案）」について御説明させていただきます。

資料につきましては、1-1、1-2、1-3でございます。本日は概要資料の1-1を用いて説明させていただきます。ちなみに、資料1-2が現時点のアクションプラン本

文の溶け込み版でございまして、資料1－3が見え消し版でございます。

それでは、まず資料1－1の表紙をめくって、1ページ目を御覧ください。まずは「PPP/PFI推進アクションプランの進捗状況」の報告でございます。PPP/PFI推進アクションプランに定める令和4年度から令和13年度までの10年間の事業規模目標30兆円に対する令和5年度の2年目までの実績は8.4兆円、重点分野の事業件数10年ターゲット650件に対する令和6年度、これは3年目ですけれども、ここまでの実績は全体で209件、32%と着実に進捗している状況でございます。

今後の取組方針といたしまして、30年間続いたコストカット経済から脱却し、社会的課題の解決と成長型経済を牽引する手段として、PPP/PFIをさらに積極的に推進していくことが必要であると考えているところでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。地方創生2.0が実現する前提といたしまして、持続可能で活力ある地域を構築していくため、公共施設・インフラが適切に整備・維持・管理されることが必要と考えているところでございます。公共施設・インフラの整備・維持・管理を公共だけで行うことは、地域によっては困難となりつつあり、官民連携が必要であると考えているところでございます。このため、地方公共団体や民間事業者が抱えるPPP/PFIの課題を特定し、その課題の解消に資する取組を下記に書いてあるとおり大きく1から4の4本の柱として取りまとめ、アクションプランを改定していきたいと考えているところでございます。これらの柱は、前回3月ですけれども、計画部会でいただきました先生方の御意見や内部での検討等を踏まえ整理させていただいたものでございます。

具体的な改定の主要事項の1点目は「地方公共団体への支援の強化」、右側に移りまして、2点目として「民間事業者を取り巻く事業環境の改善」、左下に移りまして、3点目として「地域課題の解決に資する官民連携の推進」、右側に移りまして、4点目として「フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進」、左下に移りまして、これは今の4つの主要事項とは少し異なりますけれども、最後に5といたしまして「令和7年改定における各分野の主な取組」として紹介させていただきます。これらにつきまして、次ページ以降、順次御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。先ほど御説明させていただきました4つの主要事項につきまして、地方公共団体や民間事業者が抱えるPPP/PFIの課題を挙げた上で、その課題の対応策という形で、整理させていただいております。

まず、1本目の柱「地方公共団体への支援の強化」についてです。地方公共団体がPPP/PFIに取り組んでいくための課題として、課題1として、PPP/PFIに関する知識・経験・ノウハウが不足している、課題2といたしまして、手続等が煩雑で、検討期間が長く、PPP/PFIを敬遠する傾向にある、課題3といたしまして、小規模PPP/PFI事業には民間事業者が関心を示さない、課題4といたしまして、民間事業者との接点が少ない等が挙げられると考えております。

下に行きまして、課題1への対応策といたしまして、PFI推進機構による伴走支援の強化

を進めていきたいと考えております。具体的には、PFI推進機構の支援体制の拡充や関係省庁間の連携強化を進めるとともに、VFMの作成支援やアドバイスを実施していくことを考えております。

続きまして、右に移りまして、課題2への対応策といたしまして、PFI事業の検討開始から事業契約までの期間短縮化・負担軽減を図っていきます。具体的には、事例を踏まえて検討の期間短縮・手続の効率化ができるポイント、例えば事業発案・事業構想・計画策定の最適化、導入可能性調査等の短縮・適正化、審査手続・質疑対応の最適化等をマニュアルといたしまして、今年度末をめどに作成・公表していくことを考えております。

続きまして、左下に移りまして、課題3への対応策として、分野横断型・広域型PPP/PFIを推進していきます。具体的には、本年3月に公表させていただきました手引による普及啓発や、後ほど議事(3)において審議いただくこととなりますけれども、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の改定に関する通知を総務省と連名で地方公共団体に対して発出し、分野横断型や広域型のPPP/PFIの検討を要請していきたいと考えております。

続きまして、右に移りまして、課題4への対応策として、地域プラットフォーム未設置道県の解消と取組の底上げをしてまいります。具体的には、こちらの日本地図にも描かせていただいておりますが、地域プラットフォームの未設置都道府県が現在4道県ありますので、その早期解消と、運営上の課題解決のための伴走支援をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。2本目の柱で「民間事業者を取り巻く事業環境の改善」についてでございます。民間事業者がPPP/PFIに取り組んでいくための課題として、課題1として、物価上昇、課題2として、地域金融機関のプロジェクトファイナンス経験不足による融資難、課題3として、創意工夫を発揮しづらいなどが挙げられると考えております。

課題1への対応策といたしまして、物価上昇に対して、継続的・的確な対応をしてまいります。具体的には、後ほど議事(2)において詳細は説明させていただきますけれども、サービス対価改定の基準時点をあらかじめ実施方針等に明示する必要性を記載するなど、各種ガイドライン等を改正するとともに、今年度中に地方公共団体に対するフォローアップ調査を実施していく予定でございます。

次、下に移りまして、課題2への対応策といたしまして、PFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供をしてまいります。具体的には、地域金融機関向けのプロジェクトファイナンス実施に係る勉強会等の実施や、融資契約書等の参考例の作成を行っていくことで、地域金融機関におけるPPP/PFI事業に関する取組を促進してまいります。

続きまして、右に移りまして、課題3への対応策として、民間事業者の創意工夫を発揮しやすくする環境を整備してまいります。具体的には、民間提案のガイドラインの改定・周知、次に、専門家派遣制度による支援の推進、指標連動方式の基本的考え方の改定・周

知、これは先ほど地方公共団体の支援のほうでも説明させていただきましたけれども、手続効率化のマニュアルの作成・公表、そして既存SPCによる新たなPPP/PFI事業の受託検討、これらのことを進めていきたいと考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。3本目の柱「地域課題の解決に資する官民連携の推進」でございます。誰もが安心して住み続けられる地方を構築するため、地方公共団体が抱える課題の解決に資する官民連携手法の構築・改善が必要と考えておりますけれども、地方公共団体が抱える課題といたしまして、課題1として、廃校や古民家等の遊休化した公的施設が増加している、課題2として、小規模官民連携事業の手続が事業規模に比して負担が大きいとの声がある、課題3として、活用策が決まっていない公有地を複数所有するケースが多いなどが挙げられると考えております。

課題1、課題2への対応策としまして、左側に書いておりますけれども、スモールコンセッションの推進を考えております。具体的には、スモールコンセッションプラットフォームを活用した機運醸成や官民のマッチングに向けたイベントの開催、セミナーや各種情報発信、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」にスモールコンセッションを明記して取組を推進していくこと、市町村への専門家派遣や地域の先導的な取組への支援等を通じたモデル事例の創出と効果的な横展開、手続負担の少ないスモールコンセッションの実践、このようなことを行っていきたいと考えております。

続きまして、課題3への対応策として、右側を御覧ください。LABVの普及啓発を考えております。具体的には、山口県の山陽小野田市のLABV事例を基にした解説書を、本年夏をめどに作成・公表していきたいと考えているところでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。4本目の柱「フェーズフリーの視点を取り入れた官民連携の推進」でございます。フェーズフリーとは、日常を豊かにするものが非常時にも役立つようにデザインするという概念でございます。自然災害等が激甚化・頻発化し、財政状況が逼迫する中、公共施設等の整備に当たってもフェーズフリーの視点を取り入れ、地域活性化と災害対策の両立を図ることが必要であると考えております。しかしながら、フェーズフリーを推進するに当たっては、課題1といたしまして、公共側の発想だけでは難しく、官民連携による新たな発想・取組が求められること、課題2といたしまして、官民連携による取組を試行し、課題や改善点を洗い出していくことが求められるというところを考えております。

課題1への対応策といたしまして、左側に書いておりますけれども、フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等の事例を収集した上で、地方公共団体や民間事業者への横展開を図っていきたいと考えております。例えば、フェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等整備事例として、徳島県鳴門市の道の駅くるくるなるとや北海道小清水町の防災拠点型の複合庁舎等が挙げられますけれども、このような事例を紹介する事例集を作成していきたいと考えているところでございます。

続きまして、課題2への対応策として、右側に移りまして、平時を中心とした地方公共

団体所有のキッチンカーの活用可能性について研究をしていきたいと考えているところでございます。今後、地方公共団体が防災目的にキッチンカーを所有するケースが増えてくることも想定されるところでございます。これまで地方公共団体がキッチンカーを所有しているケースをヒアリング等しておりますと、日常時はイベントや防災訓練等での利用がなされているところでございますけれども、収益性のある活用はあまりなされていないところが見受けられました。地方公共団体がキッチンカーを所有する場合において、日常時において有効な活用ができないのか、そういったところを研究していきたいと考えているところでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらは、最後に「令和7年改定における各分野の主な取組」についてでございます。これまでに説明した内容に加えまして、各省庁における重点分野や、それ以外の令和7年度の主な取組について紹介させていただきます。例えば一番上の重点分野に位置づけております水道、下水道におきましては、本年4月に公表いたしました「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン（第2.0版）」を地方公共団体に周知していくことを進めてまいります。

続きまして、重点分野の一番下の国営公園におきましては、モデルとなる公園において、サウンディング調査や専門家から成る検討会での議論を踏まえて、令和8年度の事業者公募に向けた準備・検討を実施してまいります。

それ以外の分野の一番上に書かせていただいているハイブリッドダムにつきましては、発電施設の新増設について、湯西川ダム、尾原ダム、野村ダムの3つのダムで、今年度中に事業者を特定していく予定でございます。

最後に、下から2番目の民間船舶（防衛省）のところですがけれども、防衛省による民間船舶の活用につきましては、自衛隊が大量の人員、装備品等を輸送することが可能な手段を効果的かつ効率的に確保するため、民間事業者が船舶を所有・維持・管理及び運航するPFIを現在行っているところでございます。今後はその2期事業を進めていくところになりますけれども、その2期事業において、船舶数の拡充、現状は2隻のところを6隻へ拡充することを予定しているところでございます。

本ページにおきましては、各省庁の全ての取組を記載しているわけではございませんけれども、このように各省庁において様々なPPP/PFIの展開に取り組んでいるところでございます。具体的にはアクションプランの本文中に書かせていただいているところでございます。

議事（1）の説明は以上となります。

PPP/PFIの施策がより国民、民間事業者、地方公共団体等の実情や要望に沿ったものになっていくよう、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

本年3月の計画部会におきましては、委員、専門委員の先生方からいただいたコメントにつきまして、反映できるものにつきましては、アクションプラン本文にも反映させていただいております。

今後の流れですけれども、本日の審議及び委員の先生方からのコメントを踏まえ、必要な修正をした後、PFI推進委員会において御審議いただくことを予定しておるところでございます。

委員、専門委員の先生方におかれましては、本日は様々な観点から忌憚のない御意見、御助言をいただければと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○山口部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の御説明に関し、御意見、御質問等がある方は挙手または挙手ボタンをお願いいたします。いかがでしょうか。

浅川委員、お願いいたします。

○浅川専門委員 浅川でございます。

御説明どうもありがとうございました。

アクションプランについて、まず2点ほどお伺いしたい点がございます。

1つ目が、アクションプランの案の見え消し版の8ページのところでございますけれども、「新たなPPP/PFI活用モデルの形成」のところの「地域経営型官民連携」の推進というところについてでございます。各地域の事情を総合的に把握して、その経営的な視点で官民連携を推進することが重要であることは、この本編でも新しい4ページ目に記載されておりますけれども、その手法としてLABVが例示されて、その事例などの御説明なども今後されるという点、この点はすばらしい進展かと考えております。一方で、この「地域経営型官民連携」の手法は、LABVあるいは分野横断型・広域型官民連携などに必ずしも限られないのかと。例えば、再エネなどの電源であるとか、データセンターなどの電力を大量に消費する地域においては、シュタットベルケなどの手法も有効であると思えますし、地域の中核となるようなスポーツ施設のようなものがあるところにおいては、そういったものを核とした官民連携ももしかしたら考えられるかもしれない。そういった選択肢に柔軟性を持たせるという意味でも、8ページ目の「地域経営型官民連携」という表現、あるいはそれを推進するのだという大きくくりのところは残しておいたほうがいいのかと思っておりますので、その辺りについての御見解をいただきたいと思っております。

2点目が、フェーズフリーのお話であります。防災という観点を取り入れて、平時もあるいは防災時も活用できるインフラを整備する、これは非常に重要な視点であると思っております。一方で、フェーズフリーのインフラ整備の手法としては、例えばここに例示されておりますキッチンカーの話に限らず、道の駅の防災拠点化であるとか、あとは水道のインフラが機能しなくなったときに備えた分散型の水処理システムの導入であるとか、これも様々な方法が考えられると思えますので、アクションプランのところではたしかキッチンカーに関する事例に言及があったかと思っておりますけれども、そこまで具体的に記載するというよりは、フェーズフリーの重要性をうたって、その具体的な対応については、それに附帯する資料や説明に委ねるという構成も考えられるのかと思った次第であります。

私からは一旦以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋専門委員 高橋でございます。

御説明ありがとうございます。

3～4点コメントさしあげたいと思います。

1つが、地方自治体向けに負担の軽減をするためのいろいろな支援をしているというところなのですが、最近やっている案件でこれはどうだと思えるものが出てきたりして、アドバイザーが入っているのですが、事業契約書を読むと、大事なところが全部「別に定める」と書いてあって、この「別に定める」とは何ですかと自治体に聞いたら、内閣府のガイドラインですと答えが返ってきたことがあって、ガイドラインはガイドラインであって、契約ではないですねという感じになっていたりとか、30年のファイナンスをつける前提なのだけれども、基準金利が最初の15年しか決まっていなくて、改定が書いていないとか、小規模自治体の案件なのだけれども、ただ、アドバイザーも入っていた案件だったので、簡略化や短縮の中で変な事例が出てきていやしないかということが、少し最近気になる事例が幾つか過去に見たことがないものが出てきたという感想を持っています。このガイドラインがどうこうというよりは、その辺の簡略化だったり、短縮だったりというところのマイナス面ももしかしたら出てきているかもしれないというところは、ちょっと気になっております。そこはコメントとしてお伝えをしておこうかと思っています。

もう一つは、地域金融機関への融資契約等の参考例というところなのですが、これも気をつけてやってくださいとしか言いようがないのですけれども、これから先のPFIは、昔のサービス購入型みたいなものはそんなに出てこないと思うのですね。なぜかという、地域の課題はもっと難しくなっているし、いろいろなパターンは出てくるし、集約化しなくてはいけない、広域化しなくてはいけないというところが出てくるので、参考例という、典型的なサービス購入型、BT0のファイナンスみたいなものが出てきてしまいそうだという予感を抱かざるを得なくて、私は地方銀行の仕事をたくさんやっているのですけれども、参考例が出てくると考えることをやめてしまうというところが弊害としてどうしても出てきてしまうところがある。これは事例ごとに本当に考えなくてはいけないのだというところは、すごく注意して、メッセージが変わってしまわないようにと。

本音を申し上げれば、案件が出てこないことには、幾らサンプルをつくっても習熟はしないです。ですから、案件をいかに出していくかというところがあれば、コストをかける気にも銀行はなりますし、人をあてがって経験を積ませることもできますしというところだと思うのです。そこがポイントだと思いますので、そこでの両輪でやっていくし、あくまでも参考は参考だというレベルで提示していくように御注意いただければと思います。

あと2点ありまして、各分野なのですけれども、水の関連で、上下水道の一体的な部分というのは、これは結構言及があるのですが、工業用水と上水というものを一体化していくみたいな議論があまり入っていないのかと思っております、地域によっては上下水よりもよっぽど簡単にできる。世界だと基本的に工業用水はなくて、普通の上水を工場に供給しているだけで、工業用水と上水の区別はないということが海外ではむしろ一般的だと私は聞いているのです。一般的かどうかはともかくとして、ただ、恐らく原理的にいえば同じような水を使っているだけなので、更新投資を二重にするぐらいだったら一本化してしまったほうが早いねと考えた場合に、工水と上水を一体化してしまって設備を減らしていくみたいなことも効果的なのかと思いつつ、どうしても経産省さんと国交省さんに分かれているので、そこでなかなか話が進まないのかと思いつつ、そうであればこそ、ある意味、内閣府さんのほうでうまいかけ橋になっていただいて、そこら辺を進めていくような働きかけみたいなものがあったらいいのかと思いましたので、そこへの言及がもうちょっとあったらいいかと思えます。

最後に1点、細かな話ですが、このキッチンカーなのですけれども、これは要するに、物品ですね。物品は結構難しく、国だと物品管理法があって、地方自治法には物品管理法の記載はないのですけれども、大概自治体が物品管理法と同じ条例をつくっていることが多い。基本的にそこは私権の設定禁止と書いてあって、地方自治体が購入、所有したものをリースするというところが、今のその物品管理法や物品管理法に似せてつくった自治体の物品管理規則との関係で本当にいいのですかというところが、僕はまだピンときていないところがあります。

何回か動産を使ったPFIはやったことがあるのですけれども、そこでこの私権の設定禁止をどうやって乗り越えるのだみたいなところが意外と課題になっていて、だったら民間に持たせてしまって、何かあったときに持ってきてもらえるようにという、要はサービスだけ買えばいいのではないかと考えて、民間に持ってもらえる、その代わりにいつでも何かあったら使わせてねということの対価を払うことで民間が車両を購入する負担を軽くしてあげて、それをプラットフォーム事業者などが取りまとめて全体を管理するみたいなほうが、少なくとも物品管理法的な議論をしなくて済むので簡単かと思ったりもしました。そこはこれからの研究と書かれているので、そういうところも研究事項なのかと思いつつ、国が持つ動産の関係だと、そこが意外と面倒くさかったりしたので、これが制度的に不整合なくやりたいことがやり切れるのかどうかは注意が要るかと思いましたので、そこも御検討いただければと思います。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、一旦ここで切りまして、事務局から御回答いただけるものについては御回答いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○原企画官 まず、浅川先生からいただきました2点、1点目がアクションプランの8ペ

一ページ目の「地域経営型官民連携」のところでございます。今回ここを消させていただいたのは、後段に分野横断型・広域型の取組を記載しているところ、その取組についてアクションプランの別のところに記載することにしたので、この段落を消させていただいたのですけれども、ほかにLABVやデータセンターといった柔軟性もということをご指摘いただいたので、このキーワードをどこかに入れられないか、改めて考えさせていただきたいと思っております。

フェーズフリーにつきまして、ご指摘いただいたとおりアクションプラン上はキッチンカーと具体的に書かせていただいておりますけれども、いただいた御意見を踏まえて、書きぶりなどまた検討させていただければと思っております。

高橋先生からいただきましたアドバイザーの話の凡例で、手続の簡略化・短縮化、これは今後研究を進めていくのですけれども、気になる部分があると伺いましたので、そこはまた配慮しながら進めていければと考えております。

もう一つ、地域金融機関の融資契約書の参考例につきましても、これもこれから検討を進めていきますので、いただいたコメントを踏まえて内容は詰めていければと考えているところでございます。

続きまして、水関連で工業用水と上水の連携を働きかけようというお話をいただいたところでございます。実際、今は内閣府、国交省、経産省、農水省で連絡会議を進めておまして、その場でいろいろ連携方策などを検討させていただいておりますけれども、そういった中で、今、いただいたところをもっと強めて検討できないか詰めていければと考えております。

キッチンカーにつきましては、まさに今から研究していきたいというところでございますけれども、御指摘のあった物品管理法との関係、その辺は全く整理などをしていない状況ですので、そういった整理をしながら、もし疑問な箇所等が出てきましたらいろいろ御相談させていただきたいと思っております。その際はどうぞよろしくお願いいたします。

○山口部会長 よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、引き続き御意見、御質問を賜りたいと思っております。いかがでしょうか。

では、朝日委員からお願いいたします。

○朝日専門委員 朝日です。

御説明ありがとうございます。

幾つかあるのですけれども、1ページ目の今、御回答もあった水分野の実績を見たときの話なのですけれども、この水道、下水道、道路、工業用水道というのはネットワークインフラなので、ハードルが高い部分はあるかと思うのですが、それでも差があって、水について気になるのが、水道、下水道が上下水道という形のスキームを検討している段階ということ、それからまた人潮の老朽化の喫緊度合いが明らかになったようなことがあって。それから工業用水道との関係でいうと、水資源の観点から融通の議論が始まっていると思うのです。この辺りの上位の政策のスキームが変わってきている中で、個々のスキームを

どう整合性を取っていくか。例えば上水道、下水道のところの進捗が芳しくないのは、そういう上位のスキームの様子見というところもあるのかがお聞きしたいところです。大きなスキームが変わってくるようであると連携がしやすくなる、あるいは必須になる、あるいは上位の目標の社会的価値の部分との組み方も変わってくる部分があると思うので、個々のガイドは出されていると思うのですが、その扱いは今後どうなっていくのかがお聞きしたいところです。見込みとしてどのように考えればいいのかというところです。

3 ページで、課題3への対応策の広域型・分野横断型のところで思ったのですが、特に広域型の自治体をまたぐ形の運営の在り方なのですが、割と人口減少に伴って図書館の相互利用など、そういうものは従来からあると思うのです。そういった形の合意形成はしやすい、要はニーズベースなのでしやすいのですが、ここで言っているような官民連携は、自律的な経営の観点からということで、先ほどありましたシュタットベルケの事例などだと、自律的に経営の観点からの意思決定、例えばここは他市にお任せしようことができる場所があるわけですね。そこが単純に他市のものも使えるという形と質的に違うところがあるので、その辺りの自律的な意思決定を対等な市町村間でできるのかというところがあって、官民連携の組成主体が入ったとして、お互いの自治体の意向を優先するような経営的な意思決定が必要になる部分があると思うのです。ですから、何らかニーズベースで要請してできるようなものよりも、もう少し踏み込んだスキームを示していく必要があるのではないかという感想を持ったのが2番目です。

それから、4 ページ目で、課題1の②のところはぜひお願いしたいと思ったところで、物価上昇で相当自治体が想定しているよりも恐ろしいコストを民間事業者から相談されてというところでの、この事業の止まり方の期間がかなり長いケースがある。要は、それが適正かどうかを検討していくということで、かなり事業がストップしてしまう期間が長いように感じるケースがあるので、事業がストップすることのデメリットもかなり出てきているかと思うので、この状況をぜひフォローアップ調査で明らかにしていただきたいと思いました。

最後が、右のページの課題3の指標連動方式というところなのですが、これもぜひ進んでいくといいと思うのですが、今ある指標のガイドを拝見していて思っていることなのですが。社会的価値とか、経済的価値とか、公共サービスの水準という形で分類されて、いろいろと指標があって、これはこれですごく参考になることなのですが、意思決定として関心があるのは、達成できなかったときのリスクをどう考えたらいいのかというところで、すると指標がアウトカムなのか、アウトプットなのかの指標の性質の違いは、かなり性質が違うものがあると思うのです。その辺りも何となく見ていると2つ方向性がある、社会的価値が高いような部分はかなり簡便化して、金融機関が資金調達などいろいろなことに使いやすくするようにある程度妥協していくような方向性のももあるようですし、あるいは本当に地域課題に沿うような形だと徹底的に中間支援組織が行政評価顔負けの評価指標と一緒に考えていくケースもあって、どういう形が適しているかのガイドに



況を見ていきますと、上下水道に関しては別途各自治体の各セクションで水道ビジョンあるいは経営戦略計画を策定されていて、その中で今後の上下水道はどうあるべきかみたいなところを検討していることが多いかと思っております。一方で、PPPの面で行きますと、上下水道の中でPPPをどう捉えていくのかということが、あまりビジョンや経営戦略の中にそれほど明確に書いていないことが多いかと思っております。

ですから、今回アクションプランの中でも、自治体が抱える事業や資産、こういったものをいかに効率化していくか、あるいはその中で官民連携をどう入れていくのか、PPPをどう入れていくのかといった足並みをそろえられるような意識をしていくといいのかと思っております。例えば優先的検討規程の見直しや策定をする中で、上下水道と書いてあるものとあまりはっきり書いていないものとありますが、記載をする場合に、別途策定している水道ビジョンや経営戦略、こういったものときちんと整合性が取れるように書いてください、取れるように検討してくださいというような、そういう意識づけみたいなものがあると、より推進されていくのではないかと思っております。

その背景には、上下水道は公営企業ということもあって、いわゆる自治体のPPPを検討するセクションと少し距離があるというか、あまり意見交換をしていないことも多いのかと思っております、そういった中で自治体の中での方向性の整合性が取れるような意識づけができるといいのではないかということが1点です。

先ほども御意見がありましたが、LABVに関しては、今回具体的に記載をいただいているのは非常に良いと思う一方で、土地の活用だけなのかという気もしています。実際に遊休地をうまく活用していきましょうというのがありますが、もう少し幅広く公共のアセット全般をどう活用していくのかという視点もある中での、そのうちの1つとして土地がありますよ、と思いますし、土地はいい場所とあまり活用がしにくい場所、特にLABVに関しては民間も半分出資をする形になりますので、民間側の目線から、今後活用するのに魅力的な土地か、ちょっと使いづらい土地か、両方あると思います。全てこの遊休地活用できますよみたいなものでもないのかというあたりは留意点かと思えます。

もう一点、これに関してはアセット、その土地を活用するということがツールとしてはあるのですけれども、もっと大きな意味合いとしては、官と民の連携というかパートナーシップ、あるいはそのリスク分担というかリスクの共有化みたいなところが非常にポイントになるのではないかと思っております。単なる三セクのイメージではなく、真の意味での官民のパートナーシップを実現できる1つのツールの可能性もあるかと思っておりますので、今後LABVの事例を踏まえて、また情報発信されていくかと思えますが、そういったリスクの官民での共有化みたいなところも表されていくといいのかと思った次第です。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの御質問、御意見について、事務局から御回答いただけるものは御回答いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○原企画官 まず、朝日先生からいただいた最初の概要資料1ページにある水分野の実績について、水道、下水道が遅れているのではないかというところについてでございますけれども、現状の水道、下水道の数字を見ると、令和6年度で8%や12%と少ないところではございますけれども、R5の補正予算から各自治体に対する調査費について補助しております、それが今はだんだん案件形成に向けて動いていておりますので、数字はもう少ししたらもうちょっとここが上がってくるのかということが実態かと考えているところでございます。

八潮の老朽化対応など、最近そういった上位の政策スキームが変わってきている中で、ウォーターPPPをどう位置づけていくか、ということについてはまさに国交省水局といろいろ話しておりますので、今後、いろいろ検討していければと考えているところでございます。

広域化につきまして、もう少し踏み込んだスキームの検討が必要ではないかということにつきまして、まさに本年3月に公表させていただきました手引につきましては、既存の事例を用いてつくらせていただいた第1弾ということでございます。実際に今後運用していく中で、地方自治体に広めていく中で、いろいろな課題等を聞きながらこれを充実させていければと考えておりますので、その際にいろいろな深掘りなどをしていければと考えているところでございます。

物価上昇につきましてのフォローアップは、ご指摘されたとおり、引き続き頑張りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

指標連動方式につきましては、まさに資料の4ページの③に書かせていただいておりますけれども、基本的考え方についていろいろ検討させていただいているところでございます。本日、いただきましたコメントも踏まえ、その内容について精査していければと考えているところでございます。

○齊藤補佐 お世話になります。参事官補佐の齊藤と申します。

上田委員からいただきました既存SPCによる活用のところでございますが、1期、2期への移行で使える可能性はおっしゃるとおりかと思っております、それも解の1つかと思っております。あとは大型案件ですと、宮城の事例では当初から任意事業という形でその広がりを持たせておいたという事例がございますので、そういったものも含めて追加的に事業を行うことによって、民間側も将来を見越して投資参画できるのではないかという声もいただいております。そういった声を拾うためにも、関係者それぞれの課題、概念整理、選択肢の提示を行うにあたり、上田委員御指摘のように最も課題として挙がるのはファイナンスのところでございますので、金融機関の皆様、地域金融機関を含めて今後課題を整理して、支援に向けて動いていけたらと思っている次第でございます。

続きまして、民間船舶については防衛省と確認させていただきたいと思っております。

○村中補佐 村中と申します。

物価のところ朝日先生からご指摘いただいたフォローアップの関係ですけれども、物

値上昇で事業そのものが止まってしまった場合のデメリットも含めて、ちゃんとフォローアップで調査をしてくださいという御指摘だと思うのですが、デメリットというと、例えば物理的に公共サービスの提供が遅れるということもあるでしょうし、公共側のコストが上がるであるとか、長くなったことで、SPCの下で請けていた業者さんが請け負える期間が終わってしまったとかいろいろな段階で課題があると思うのですけれども、事業そのものが止まったことがある場合、どういう課題が起きましたかということをお聞きしてみたいというイメージでありますが、そのような御指摘という理解でよかったですか。

では、フォローアップ調査のときには問いを検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○鈴木企画官 内閣府企画官の鈴木と申します。

望月委員から優先的検討について御質問があったと思いますが、指針の改定については後でまた御説明させていただきますけれども、御質問としては、自治体が定める水道ビジョンなどの様々な政策との整合性をしっかり図っていった方がいいと。まさにおっしゃるとおりだと思いますので、それを指針に書くのか、優先的検討の解説書である手引に書くのか、我々としても大事なことだと思いますので、しっかり検討して情報発信していきたいと思っています。

○齊藤補佐 2つ目に御意見いただきましたLABVの件につきましては、指標連動の基本的な考え方と同様に現在検討を進めておりますので、リスク分担、リスクの共有の点を検討してまいりたいと思っております。

○山口部会長 よろしいですか。

では、難波委員、いかがでしょうか。

○難波委員 難波です。

御説明ありがとうございました。

細かい点も含めて何点かあるので、順番に見え消し版のほうでお話をさせていただきたいと思います。

まず、3ページなのですが、上から4行目のところで「地域人材の育成や地域産材の活用」という言葉があって、この「産材」という言葉を使うと材木のイメージだけになってしまうような気がするので、「産品」などにしたほうがいいのではないかと。すごく細かなところで、恐らくこういった地域への価値というところでは、例えばノウハウや技術の移転みたいなものも少し盛り込まれると、地域の企業と大手の企業が一緒になってやることのメリットみたいなものを少し強調できるのかと思いました。それが1つ目です。

2つ目が、次のページで、頭の「施設整備のみならず」というところを入れていただいたのはすごく重要なのだと思うのですが、可能であればもう一步踏み込んで、国からそれに対しての、今は施設を整備すれば補助金が出るけれども、施設を整備しなかったら補助金が出ないということが自治体にとってはすごく大きな行動の動機になっている

ので、そこも踏まえて何らかの支援に踏み込んでいただけるといいと勝手ながら思いました。それが2点目です。

3点目、先ほど来、LABVの話が出ているのですが、10ページのところで新しいモデルの1つとしてLABVのところが触れられていて、次の12ページで公的不動産のところがあありますが、ここには特段LABVやスモールコンセッション、ローカルPFIという文言が出てこなくなっていて、割とこれは公的不動産の活用の話とも関連するのではないのかと。とはいえ、LABVという新しい形の三セクをつくることで、これまでせっかく三セクあるいは土地開発公社などを含めていろいろところで清算をする努力などもされてきた一方で、また不採算の三セクを新しいモデルだといってつくっていくことはできれば避けたいというところもあるのだと思うので、LABVをやるぞということを打ち出すことが10ページに入っているのはいいと思うのですが、12ページでは、例えばLABVもスモールコンセッションもあれば、その他の方法、売却なども含めてというところをちゃんと比べて精査するべきだということもあっていいのかと個人的には思いました。

すみません。長くなっていますが、次に、16ページのところで、今度は優先的検討規程に関して5万人以上の自治体に対して策定の要請を出されると理解をしたのですが、その次の②のところの広域の検討を盛り込むということがすごく重要なポイントだと思っていて、ただ、大都市は既に策定をできてしまっていて、あまりそういう広域や分野横断に関しては触れていない事例のほうが多いのではないかと思います。私も関わった県庁所在地さんなどであっても、それは別途組織がありますとか、そこは市長直轄でやっていますとかという文言で終わってしまっているの、先ほどのそれは手引のほうで対応されるでもいいのかもしれないですが、ぜひとも大都市、政令市、中核市を含めて中心となるようなところに広域の検討をするべきだということを出していただけるといいのかと思います。

同じような広域の話として、21ページの地域プラットフォームのところで「広域型の地域プラットフォーム形成」という言葉があるのですが、プラットフォームを広域にするだけではなくて、案件についても広域の検討をする場としてということ、この①なのか⑦なのか分からないですけれども、何らかの言葉として触れていただければと思います。

最後ですが、34ページの中ほどに「ウォーターPPPの具体的な案件形成に向けて」というところの中で「上下水道一体の契約書のひな形等を周知する」と書いているのですが、ガイドラインの策定委員会でも結構問題になったのは、あれは1つの自治体を参考にしていただけなので、あくまで1つの例でしかないというところだと思うので、この「ひな形」という言葉はやめたほうがいいと思います。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

リモートで御参加の大橋部会長代理、いかがでしょうか。特にないですかね。

○大橋部会長代理 後ほど大丈夫です。

○山口部会長 では、私から意見、質問をさせていただいて、事務局から御回答いただくということで、その後、大橋部会長代理から伺いたいと思います。

私からは、これまでの御意見とは重ならない点で2点伺いたいところです。

1点目が、資料1-1の3ページ目なのですが、**「地方公共団体への支援の強化」**の課題1というところで、PPP/PFIに関する知識・経験・ノウハウ不足ということで、これは恐らく2つの視点があって、1つはPPP/PFI手法が多様化する中で、特に新しいスキームに関する知識や経験・ノウハウがないという視点と、もう一つは優先的検討規程の対象自治体を広げるということで、そもそもPPP/PFIに未経験であって全く経験・ノウハウがないという2つがある。

その上で、課題1への対応策で、PFI推進機構による伴走支援の強化とあるのですが、本文を見る限りは、PFI推進機構の位置づけは、方針にあるようにどちらかといえば収益型事業とか、コンセッションであるとか、ローカルPFI、スモールコンセッション、ウォーターPPP、分野横断型・広域型という形で書かれているので、そうすると、PFI推進機構はそういったこれまでPPP/PFIの経験がない自治体はあまりサポートしないという理解でいいのか。両方サポートするのであればそういう文言にさせていただいたほうがいいですし、役割分担して、未経験の小規模自治体はPFI推進機構ではなくて内閣府に相談してくださいと。新しい分野を開拓していく中で、その経験・ノウハウがないといった場合には、PFI推進機構に相談してくださいと。そういったところを分かるようにしていただきたい。どっちでもいいのですが、そこは明確にさせていただく必要があるのかと思います。

もう一点が、4ページ目、先ほど上田委員から既存のSPCの話で御質問、御意見が出ましたけれども、この点について私が気になるのは、既存のSPCを使うことが重要なのだということをおもい出し過ぎると、ある意味、既に設立、運営している事業者が有利になって、事業を行うときの事業者選定のときに競争性が発揮されないことが起きるリスクもあるので、その点は十分注意していただいて、競争性は発揮して、それで実際に受託した事業者が近隣地域でSPCをつくっているのであれば、そこを一体化して運営できるような形にさせていただくと。そういうことが前提でこういう議論がされているのだとしていただかないと、既存SPCを活用することが重要だみたいなことだけをやってしまうと、ミスリーディングをしてしまう懸念がありますので、その点は注意が必要なのではないかと思います。

以上です。

では、事務局から、今、難波委員と私から御質問、御意見がありましたけれども、御回答いただけるものについて御回答いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○原企画官 まず、難波先生からいただきました本文の最初の3ページ目にある「地域産材」の書きぶりなど、いただいた御意見を踏まえて検討させていただければと思います。

次の4ページ目にあります「施設整備のみならず」と今回書かせていただいておりますけれども、これに対して何らかの支援など踏み込んだことができないかという御意見をいただきましたので、関係省庁と何かできるのかどうか検討できればと思います。

LABVにつきまして、今、本文の10ページのところに書かせていただいておりますが、12ページにもあったほうがいいのではなかろうかという御意見でございます。これは再掲しない形で書かせていただいておりますが、御指摘いただいたようにまさに12ページの「v) 公的不動産等における官民連携の推進」にも資するものと言えますので、書きぶりなどは検討させていただければと思います。

○鈴木企画官 内閣府企画官の鈴木と申します。

難波先生から御指摘のありました16ページ、優先的検討につきましては、この2つ目です。指針の改定に今回新しく入れさせていただきたいと考えていますが、分野横断型・広域型PPP/PFIの検討は非常に大事だという視点でございます。指針の改定については、総務省ともしっかりと事前に協議させていただいております、都道府県や政令市は策定率が100%になっていきますので、今回新しい方向性や考え方が盛り込まれますので、優先的検討規程を新しくつくるだけではなくて、改正といいますか改定もしっかり進めるようにという視点は、指針が仮に推進会議で決定されれば総務省と連名で連絡するなり、しっかり情報発信して、広域型・分野横断型を検討する、そういった内容にさせていただくことが大事だと思いますので、対応したいと思います。

それから、21ページ、広域型の地域プラットフォームのことを書かせていただいております。難波先生から御指摘のとおり、広域型の地域プラットフォームをつくらただけではなくて、その中でしっかり広域型あるいは分野横断型のPPP/PFIを検討していただくことが大事だと思いますので、文言を工夫したいと思っております。ちなみに、この地域プラットフォームのマニュアルが本文中に幾つか出てきておりますが、先日の事業推進部会でも報告させていただいたとおり、そのマニュアルの中でもしっかり広域型の地域プラットフォームをつくら広域型・分野横断型案件の検討を進めてくださいということは明記をさせていただいておりますので、参考になるかと思っております。

最後、山口先生からPFI推進機構の支援関係についての御質問がございました。機構の支援で融資については確かに収益型PFIなど絞られてきますけれども、ここで書いてある支援というのはあらゆるPPPを導入検討したい自治体をしっかりサポートするという趣旨でございますので、文言は修正が必要であればまた考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○原企画官 難波先生からありました下水道関係のところのアクションプランの本文で、「ひな形」という言葉を使わせていただいているところにつきましては、国交省水局と相談してこのような記載になっておりますので、改めて国交省水局に相談したいと思います。

山口先生からあった最後のSPCにつきましては、先ほど御説明したとおり、概念を整理して、発注者・事業者を選択肢を提示することを進めておりますので、いただいたコメントも踏まえて検討していければと考えているところでございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、大橋部会長代理、お願いいたします。

○大橋部会長代理 ありがとうございます。本日は授業があって、オンラインでの参加になってしまって大変申し訳ございません。

アクションプランについて見せていただいて、おおむね私はこの方向性に賛成であります。特に目を引いた点として1点述べさせていただければと思います。

その点は、今回施設整備のみならず、施設整備を超えて経営的な視点を持って官民連携の観点からPPP/PFIに取り組んでいくのだというところ、手法の多様化あるいはその進化の中で記していただいている、私は今後の方向性として大変重要な視点をいただいていると思っています。施設整備をするにしても、その施設整備が必要となる需要を喚起していくことが非常に重要で、それが意味、地域創生なり地域の活性化にもつながっていくことこの道筋の中で、PPP/PFIの活用の道はまだまだあるのかという感じがしています。

そういう意味でいうと、産業立地であるとか、そうした観点からPPP/PFIをどうやって考えていくのかということは、私はすごく重要だと思っています。そうした点でいうと、カーボンニュートラルは今、トランプ政権などで若干いろいろごたごたはありますけれども、他方で、大きな流れでいうと、アジア外で日本がしっかりこれを進めていく上での1つの道筋も見えてきている中において、費用対効果の精査は必要ですが、しっかりやっていくということなのだと思います。

こうした電源が限られているカーボンニュートラルにおいて、産業立地をどうやってやっていくのかというのは、GXの戦略において非常に重要な政策だと思うのですが、現状、今回カーボンニュートラルでいただいているのが、恐らくダムなど、あるいは太陽光も触れられています。他方で、このカーボンニュートラル電源は相当地域で限られているので、そうした地域においてどうやってある意味で産業立地等々を促していくのかという中において、PPP/PFIをどうやって活用していくのか。先ほど言及があったのですけれども、そうした中で、大企業と中小企業、ある意味でスタートアップとの連携など、どうやって活性化させていく中において、これは施設整備にもつながっていく話だと思いますけれども、そうした点で、需要の観点から施設整備なりを見ていくという視点をもっとこれから強く出していくことが重要かと感じました。

そうした点での第1歩として、今回アクションプランについて、私はすばらしいものができていると思いますけれども、引き続き御検討を深めていただければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御意見について、事務局で御回答できるものがありましたらお願いいたします。

○原企画官 今、大橋先生からいただきました需要の観点からの施設整備について何か記載できないかということは、アクションプラン本文上、どこに記載できるか検討していきたいと思っています。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様全員から御意見、御質問を頂戴しましたので、よろしければ、議事（１）の質疑はここまでにさせていただければと思います。

なお、議事（１）について、事務局から御説明があったとおり、今回の審議及び委員からの御意見を踏まえ、修正した後、PFI推進委員会にて御審議をいただきます。今後の調整については、部会長の私に御一任していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山口部会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

よろしければ、次の議題に移らせていただきたいと思います。

続きまして、議事（２）について事務局から御説明をお願いいたします。

○村中補佐 内閣府PFI推進室の村中と申します。

資料２と参考資料１－１から１－４を使いながら御説明させていただきたいと思えます。

まず、資料２ですけれども、「令和７年各種ガイドライン等の主な改正内容」ということで、こちらは前回の３月の会議のときに、およその方向性については御相談をさせていただきまして、その内容について具体的にガイドラインないしは標準契約などに落とし込みましたので、今日改めて御相談させていただくというものです。基本的には３月の方向性に沿ったもので作業を進めているものになります。

資料２の一番上の黄色の枠のところですが、PPP/PFIの推進に向けて、民間事業者の努力や創意工夫によって、適正な利益を得られる環境を構築することを目指して、ガイドラインなどの改正を検討しているところでございます。大きく分けて２点ございまして、１つ目が「物価変動に係る対応」、２つ目が「民間提案の推進に係る対応」です。

１つ目の「物価変動に係る対応」から御説明します。資料の御説明順が前後するのですが、資料２の１ポツ、箱が３つあると思いますが、２行目の「改定の基準時点の扱い」のほうから御説明いたします。この点は、サービス対価の改定というのは、昨今の物価上昇、先ほどの朝日先生のお話にもございましたけれども、かなり物価上昇が大きい中で、改定というものが行われるときに、その基準時点がいつなのかはかなり重要な論点になると。実施方針等において明示することが望ましいという点です。この点は、昨年ガイドライン改正をした際に、その解説的な意味で出している事務連絡には書いてあるのですが、民間事業者さんからはこの点をちゃんとガイドラインの中でも大事な点なので書いてほしいというお声がありましたので、その改正をするという案でございます。

具体的にどこに書いているかということなのですが、参考資料１－１と１－２を御覧いただきまして、参考資料１－１の１ページ、これはプロセスが最初に書いてあるところがあるのですが、「○を加える」と改正前のところに書いてありますが、「できる限り明示」ということを○を１つ足して書いてございます。

次の参考資料１－１の２ページの下の方ですが、これは文章で具体的に書き下

ろしているところですが、そちらにも、実施方針等でサービス対価改定の基準時点を明示することが望ましいですよということを書いております。

次に、参考資料1-2にも同様のことを書いておまして、先ほどがプロセスガイドライン、今回の参考資料1-2が契約ガイドラインになりますけれども、参考資料1-2の1ページの下から2ページの上にかけて、こちらにもその改定の基準時点を明示することが望ましいですよということの明記を行っております。以上が「改定の基準時点の扱い」ということについての改正案になります。

次、資料2の上の行に戻っていただきまして「物価指数の扱い」のほうです。「採用する物価指数について、適当な物価指数の選択が難しい場合にも丁寧な検討を行うことが望ましいこと」ということで書いてございますが、こちらは物価指数、選んだら終わりではなくて、例えば昨今設備費の高騰が大きくなっていたりとか、物によって地域によっていろいろな状況がありますので、指数を選んだら終わりではなくて、丁寧に十分に検討してくださいということを書いております。こちらは今年の3月の通知においても自治体さんには周知しているところではあるのですが、改めてガイドラインにもきちんと書こうとしているものであります。

具体的にどこに書いてあるかといいますと、参考資料1-2の1ページ、真ん中辺りです。「適当な物価指数の選択が難しい場合にも丁寧な検討を行うことが望ましい」ということで記載をしております。

資料がこちらこちらへ行って申し訳ないのですが、また資料2に戻っていただきまして「1. 物価変動に係る対応」の3つ目の箱の「物価スライド条項」のところなのですが、公共工事の約款と同様に、PFIの標準契約においても全体スライドが使えるように記載をしてほしいという御要望をいただいております。これはどういうことかといいますと、既に今はインフレスライドと単品スライドに係る記載は、公共工事標準約款の並びのような形でPFIの標準契約にも書いてあるのですが、全体スライドに係る記載がこれまでなかった。一方で、実態としては全体スライドが使われているところが結構ありますので、そこに係る記載をしてほしいということで御要望をいただきまして、作業をしているものでございます。

具体的な箇所としましては、参考資料1-3になります。標準契約1新旧対照表の中の1ページから2ページにかけて二重線を引いて、1項から4項足しておりますが、この部分を追記しているということになります。

以上が「物価変動に係る対応」でございます。

続いて、資料2の「2. 民間提案の推進に係る対応」について御説明したいと思います。こちらについては3点ございます。

一番上の行「提案についての検討・評価」というところですが、この点については、前回の計画部会を踏まえて、その後に難波先生からも御意見をいただいた点に沿って作成をしているところでございます。内容としては「管理者等が民間事業者からの提案に

関する情報を受領した場合には、その内容について十分に検討・評価を行うこと」ということで、内容そのものは当然ということだと思っておりますけれども、書いた趣旨なのですが、難波先生がいろいろな自治体さんなどにアドバイスなどをされている中で感じられていることとして、内閣府が民間提案を推進しますと言っているばかりに、例えば地方公共団体さんが何かしらその提案を受けたときに、提案の内容が地方公共団体さんにとって変えたい部分があるであるとか、少し難しい部分があったときでも、この提案を受けなければ内閣府の推進の方針に合わないのではないかというような、民間提案の推進のための推進みたいになっているのではないかというお話がありまして、民間提案はあくまでも地方自治体さんが公共施設の整備を進めるに当たっての1つの方法でありますので、もらったときには、もらったそれはしなければいけないというわけではなくて、よく検討・評価をした上で進めてくださいという趣旨で書いております。

次に「提案に含まれる情報の取扱い」、2行目です。こちらは前回の計画部会でお話した点になりますけれども、民間事業者さんから、民間提案を進めるに当たって、自分たちが出した提案が地方公共団体側で第三者に漏えいされたりとか、ほのめかされたりとか、そういうことがあるのではないかと思うと安心して提案もできませんというお話をいただきましたので、その点についての追記になります。

参考資料1-4を御覧いただきたいのですが、この点に係る追記は3か所作業をしております、参考資料1-4の1ページの下から2ページにかけての部分、それから、2ページの真ん中辺り、3ページの一番下のところで、仕組みとしては、この3ページの一番下「民間事業者の募集、評価・選定」というところにもともとこういう趣旨のことは書いてあったのですが、情報の扱いがかなり民間提案の推進にとって大事だということが分かりましたので「1-2 民間事業者からの提案」の1ページ、2ページの辺りにもきちんと上に持ってきて書こうということで作業をしているものです。そのため、この冒頭部は新しくといいますか、完全に全文を追記している形になりますが、3ページのもともとあった書きぶりのところは、上を追記したことで書きぶりをそろえるという意味の修正のみをしております。こういうことを書くことによって、情報の取扱い、漏えいやほのめかすことをしないように、さらにはほのめかしたりということが地方公共団体の信用を傷つける、そういうことにつながるのだということをきちんと伝えたいという意味で修正をしているものです。

最後の点ですが、「提供データの電子化」は、提案に必要と思われる情報のうち図面や数値情報、これを紙ですとか、そういう加工できないものではなくて、引用、検証、分析を行いやすい形式で電子化して提供してほしい、これも民間事業者さんから御要望いただいた点を踏まえて書いております。

参考資料1-4での場所としては、2ページの⑤に書かせていただいております。

以上がガイドライン等の改正内容案となります。よろしくお願いたします。

○山口部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

特にないでしょうかね。よろしいでしょうか。

では、特にないということで、議題（２）については終了とさせていただきます。

なお、議事（２）について、今、事務局から御説明があったとおり、今回提示させていただいた内容をPFI推進委員会にて審議をいただくということになります。

続きまして、議事（３）について事務局から御説明をお願いいたします。

○鈴木企画官 内閣府企画官の鈴木です。

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の改定案について御説明いたします。

この指針につきましては、令和３年６月18日に民間資金等活用事業推進会議で改定を決定した後、人口10万人以上の地方公共団体におきまして、優先的検討規程の策定及び運用が進められているところでございます。

改定案は、資料３－２のとおり御覧いただければと思います。御説明につきましては、資料３－１で説明させていただきたいと思います。参考資料２が令和３年改定版との比較表でございますので、必要に応じて御参照いただければと思っております。

資料３－１の１ページを御覧ください。冒頭の四角囲みを見ていただきますと、今回の改定におきましては、４つの柱から成っております。地方公共団体におけるPPP/PFI事業の実施状況や優先的検討規程の策定状況などを踏まえて、さらなるPPP/PFIの推進を図るということで、４つの柱から改定を行いたいと考えております。

１つ目、優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の人口につきましては、現状の「10万人以上」を「5万人以上」とするという改定の案でございます。２つ目、優先的検討の開始時期におきまして、分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を促進することを追記することです。３つ目につきましては、優先的検討における簡易な検討及び詳細な検討の評価基準に多様な効果の評価を促進することを追記することです。４つ目が、優先的検討の対象事業の基準が現状「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業又は単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業」とされているところでございますが、事業規模が当該基準を下回る公共施設整備事業を行う場合に柔軟に設定できるようにすることです。つまり、優先的検討の対象事業の基準を拡充するといった内容になってございます。

２ページを御覧いただきますと、今ほど説明した改定の趣旨でございますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、３ページ以降、４つの柱につきまして、１つずつ御説明をいたします。

３ページを御覧ください。柱の１つ目、優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象の拡大につきましては、優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の人口について、先ほど申し上げたとおり現状の「10万人以上」を「5万人以

上」とする改定ということで提案させていただいております。

この背景は、下の表に示しておりますが、人口5万人以上20万人未満の地方公共団体におけるPFI事業実施件数あるいは優先的検討規程を策定した団体数が増加していること、特に10万人以上20万人未満の市区の過半数で規程が策定済みとなっております。人口5万人以上10万人未満の市区町でも規程策定済み団体が増えつつあるといったことが挙げられております。

4ページを御覧ください。このため、今後は特に人口10万人未満の地方公共団体の支援が重要になってまいります。内閣府の調査費で優先的検討規程運用支援を活用して、地方公共団体への伴走支援を行ってまいりたいと考えております。

5ページを御覧ください。また、内閣府の調査費を活用して、地方公共団体の依頼内容に応じて相談に乗ります専門家派遣制度も活用して支援を行ってまいりたいと思っております。

6ページを御覧ください。優先的検討の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象の拡大に関する改定案につきましては、四角囲みのおりに「優先的検討規程の策定等」の第2パラグラフの「人口10万人」を「人口5万人」に変更することを考えております。

続いて、7ページを御覧ください。柱の2つ目、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進に関する改定につきましては、アクションプランあるいは骨太の方針2024における分野横断型・広域型PPPに関する記載を踏まえまして、優先的検討の開始時期におきまして分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を促進することを追記する改定を行いたいと考えてございます。四角囲みにアクションプランあるいは骨太の方針の記載を抜粋してございます。

8ページを御覧ください。分野横断型・広域型のPPP/PFIの推進に向けまして、今年3月に策定・公表した導入の手引の内容を示してございますが、この中でも地方公共団体等の優先的検討規程に分野横断型・広域型PPP/PFIの検討について定めることが有効と記載しておりまして、その根拠となる規程として本指針を改定するものでございます。

9ページと10ページを御覧いただきますが、9ページに改定案について示してございます。まず「3 優先的検討の手続」「一 優先的検討の開始時期」の第2パラグラフとして追加する。それから、10ページに参りまして「二 対象事業」「イ 対象事業の基準」及び「ロ 事業費基準の例外」に、それぞれ第3パラグラフとして追加することを考えてございます。ここでは、分野横断型・広域型PPP/PFIの検討・導入が地方公共団体、特に人口の少ない団体の歳出の効率化や不足する職員の補完といった観点から寄与するということがございますので、しっかりと優先的検討を行っていただきたいという趣旨で記載をさせていただきます。

11ページを御覧ください。3つ目の柱になります。多様な効果の評価の促進に関する改定につきましては、この背景としましては、コストカット型経済から脱却しまして「新たな成長型経済」へ移行する中で、成長型経済を牽引する手段としまして、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築することが必要であります。その方法の1つとして、地域人材の育成、地域産材の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出など地域経済・

社会に対し民間事業者が創出する多様な効果を含めた総合的な評価を行うことに着目しております。こういった視点で、優先的検討における簡易な検討及び詳細な検討の評価基準に多様な効果の評価を促進することを追記するという改定を行いたいと考えてございます。

12ページを御覧ください。多様な効果につきましては、内閣府が策定・公表しているPPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集の中で示してございます。

続きまして、改定の内容ですが、13ページと14ページを御覧いただきますと「多様な効果の評価の促進」に関する改定については、13ページ、「3 優先的検討の手続」「二 対象事業」「イ 対象事業の基準」の第2パラグラフとして追加をしてございます。それから「ロ 事業費基準の例外」の第2パラグラフとして追加しております。

14ページをお開きいただきますと「四 簡易な検討」の「ロ 評価基準」への追記、それから「五 詳細な検討」の「ロ 評価基準」へ追記することを考えてございます。

続いて、15ページを御覧ください。柱の4つ目、対象事業の基準の拡充に関する改定につきましては、優先的検討の対象事業の基準が、先ほど申し上げたとおり「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業又は単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業」とされておりますが、資料に5つ示してございます理由から、公共施設整備事業に係る事業規模がこの基準を下回る公共施設整備事業を行う場合に柔軟に設定できるという形に修正したいと考えてございます。

1つ目から、地方公共団体の施設規模、こういったものに配慮する必要があるということです。2つ目については、指針に規定されている対象事業の基準を下回る優先的検討規程、あるいは基準の制限のない優先的検討規程、こういったものも出てきてございます。資料の下の（参考）のところに、人口10万人以上ですけれども、地方公共団体が現在の指針の事業費基準を下回る規程の事例を幾つか示しております。3つ目の理由につきましては、事業費10億円未満程度のスモールコンセッションを推進しているといったこともございますし、4つ目は、多様な効果の評価が必要なこと、5つ目は、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成を考慮する必要がある、こういったことから、改定が必要ではないかと考えております。

16ページを開けていただきますと、今度は人口規模10万人未満の自治体の優先的検討規程の事例を示させていただいております。愛知県豊明市は人口7万人弱の自治体ですけれども、この優先的検討規程の事例でございます。右上に記載をしてありますけれども、現在の指針を咀嚼しまして、PPP/PFIの導入検討が推進できますように、豊明市が管理する施設規模を勘案して、独自に対象事業の基準を決定しているといったものになっております。

続いて、17ページ、人口4,000人強の北海道中富良野町の事例でございます。こちらも同様ですけれども、管理する施設規模を勘案して対象事業の基準を決定しているということでございまして、人口の少ない地方公共団体でも工夫して優先的検討を定めている事例がございますので、PPP/PFIの導入検討が進むように、各地方公共団体で工夫していただけるように、我々としてもしっかり促進していきたいと考えてございます。

18ページを御覧ください。対象事業の基準の拡充に関する改定につきましては「3 優先的検討の手続」「二 対象事業」「ロ 事業費基準の例外」の現在の記載は、よほどのことがなければ「イ 対象事業の基準」を変更するのが難しいような記載となっておりますので、公共施設整備事業に係る事業規模がイに書いてある基準を下回る公共施設整備事業を行う場合に柔軟に設定できるような形で記載をさせていただいておりますので、こういった修正を考えているということでございます。

説明は以上となります。

○山口部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

朝日委員、お願いします。

○朝日専門委員 御説明ありがとうございました。

規模の基準の見直しや状況に応じての方向性には賛同するのですが、1つ多様な効果の評価というところが気になりまして、11ページのところなのですが、上の四角の中の説明の仕方として、費用減少以外のメリットに挙げられている内容が、地域経済、地方創生のもがメインに挙げられています。今、自治体の中で総合計画も地方創生の計画と統合するようなものも増えていて、地域全体の課題であることに異論はないのですが、先ほどの大橋委員の話にもあったのですが、もう少し脱炭素や環境の上位課題に沿うものにもなっていると思うのです。それから、官民連携でもスタートアップなどもそういった環境面やあるいは災害面に当たっての地域課題に対する技術を活用している、持っているところも増えてきているということもありますので、もう少しこの例示を広く書いたほうがいいのではないかと思ったところです。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

難波委員、お願いします。

○難波委員 難波です。

御説明ありがとうございました。

1点だけなのですが、これが4つの柱の中で対象事業の基準拡充なのか、多様な効果なのか分からないのですが、先ほど議題（1）で御説明をいただいたアクションプランの中で「施設整備のみならず」というところが入ってきているにもかかわらず、この指針は割と施設整備の基準というところだけにフォーカスをしまっているような気がするのですが、施設整備をしなくても地域の課題を解決できるようなものについてはPPP/PFIを考えようということ、せつかくアクションプランで新しく書き込まれたところなので、これから出していかれるものに関しては、それがどこに入るべきかは分かりませんが、そういった視点も反映できるといいと思います。

○山口部会長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

望月委員、お願いいたします。

○望月専門委員 日本経済研究所の望月です。

私からも1点、これは今、御指摘がありましたように「施設整備のみならず」もそうですし、いわゆる費用、コストカットだけではない多様な効果というところは非常に重要だと思うのですが、どこかに記載がありました、PFI/PPPを推進する大きなメリットの1つに自治体側の職員不足があるのかと思っていまして、当然その地域創生といった中長期の目線も必要なのですが、今、直面している課題への対応として、小規模自治体ほどこの職員不足が大きいかと思しますので、そういったところに資するメリットがこのPPP/PFIにはありますよということ、もう少し強く書いていただいたほうが、導入する特に小規模の自治体に関しては、そもそもこれをやるとどのようなメリットがあるのか、といったところに、コストカットだけではなくて、いわゆる職員の方の効率的な配置といったところにつながりますよというところが見えるといいのかと思いました。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

3人の委員の方々共通なところかと思うのですが、私も同じような意見がありまして、資料3-2の本文で見ますと、6ページの「簡易な検討」の「評価基準」のところ「費用総額の比較による評価」で(2)が「その他の方法による評価」ということなのですが、PPP/PFI手法が多様化して、いろいろな効果を生み出すというところで、その他という位置づけはまずいのではないかと。自治体の課題解決に資するかどうかというところの評価基準みたいな形で、実際にこれまで事例などを挙げて、事例集などで効果などを確認しているので、具体的に幾つかの項目を列挙していただいて、例えば自治体の職員の負担軽減に資するとか、あるいは社会的価値の向上につながるとか、あるいは公共サービスの向上につながるとか、いろいろな視点があると思うのです。そこをもう少し具体的に列挙してあげて、その中でまたその他としていただかないと、実際に優先的検討規程5万人以上ということで裾野を広げた場合に、検討するといっても、その他の方法と言われても、どういう視点で何を評価したらいいかわからないというところがありますので、ここはもうちょっと丁寧に書いたほうが個人的にはいいのではないかと思います。

その点も踏まえて、3人の委員の先生方からいただいた御意見について御回答いただけるものがあればお願いいたします。

○鈴木企画官 いろいろと御意見等をありがとうございました。

まず、朝日先生から、多様な効果のローカルPFIのような書きぶりだけになっているのですが、もうちょっと広く多様な課題がある、カーボンニュートラルとか、スタートアップとか、防災・減災とか、そういった観点もあるかという御指摘がございましたので、そこら辺が少し分かるような記載といたしますか、検討をさせていただいて、どういう発信の仕方をするかを考えていきたいと思っております。

難波先生から、既存の指針の改定ということもございまして、施設整備に偏った指針になっているという御指摘がございましたので、優先的検討規程策定の手引などを活用して、アクションプランの打ち出し方を見ながら、施設整備だけでないPPP/PFIもしっかり検討できるような、そういった発信の仕方を少し検討したいと考えました。

望月先生から御意見があったのは、2人の先生の御意見に関連しますが、このPPP/PFIを推進するメリットですね。特に小規模自治体の人にとって分かりやすい発信の仕方をすべきという御指摘がございましたので、その辺も少し検討していきたいと思っておりますが、この参考資料2の比較表の3ページを見ていただきますと、今回分野横断型・広域型、非常にこれは大事な改定になってきますけれども、何でこれをやるのかという視点で書かせていただいているところが、まさにおっしゃることなのかと思います。急速に人口減少が進む中、特に人口が少ない地方公共団体はそうかと思うのですけれども、一層の歳出の効率化、不足する職員の補完を行うということも、そういった観点も大事だということで書いておりますので、少しまた検討が必要かと思っております。

それから、山口先生から最後、御意見をいただきましたが、資料3-2の6ページ、その他のところを例示ということで分かりやすく記載すべきという御意見もございましたので、その辺りも指針の改定あるいは手引の改定で考えていきたいと思っておりますので、分かりやすい情報発信といえますか、記載を工夫して検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き御質問、御意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

浅川委員、お願いします。

○浅川専門委員 ありがとうございます。

こちらの多様な効果の評価、非常に重要な論点だと思うのですけれども、財務的側面との優先順位のつけ方については若干注意が必要かと思っております。資料3-1の12ページ目の図が私は端的に表しているのではないかと思うのですけれども、この桑名市の件ですね。左側にあるPFI事業の直接的効果というところで、VFMとして評価されていた領域として財政負担削減というものがあって、その下にサービス水準の向上によるVFMの向上といったことも書かれています。VFMでも費用減少以外のメリットは評価できる面もあるわけですね。そういったところを考えていくと、VFMは指標としては非常に重要であるといったところの優先順位はつけておく必要があるかと。間接的効果が多数あるからということでVFMが十分に認められない案件が多数実施されてしまうと、それはそれでまた財政負担の問題が生じてしまうことにもなってきます。その辺りのメリハリのつけ方は表現の部分かと思っておりますので、ぜひもう一段工夫をいただけないかと思っております。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

上田委員、お願いします。

○上田専門委員 日本政策投資銀行の上田でございます。

同じようなところで重ねてコメントしてしまって申し訳ないのですが、今、ありました12ページの事例を拝見しております、間接的効果のところまで対象範囲を拡大して見ていくことはとても大事なことだと思うのですが、その中で、せつかく間接的効果の経済的価値ということで項目を右側の事例紹介の中で立ててくださっていますけれども、地方創生の中で地域雇用の創出とこちらでは定量的に把握されているのだと思うのですが、上の方の文章で中高生の利用も多くて中心市街地活性化に寄与していると、にぎわい創出の観点について定性的な記載をさせていただいているのだと思うのですが、にぎわい創出のようなことについても簡便に定量的に把握できるような事例があれば書いていただけるといいのかと思いました。お願いいたします。

○山口部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、2人からいただきましたので、御回答できる範囲で事務局から御回答いただきたいと思えます。お願いします。

○鈴木企画官 ありがとうございます。

浅川先生からVFMの評価が大事だということで御意見がございまして、新旧対照表の参考資料2の5ページを見ていただきますと、先生のおっしゃる趣旨をなるべく反映させるような形で書いてございます。公的負担の抑制のところですね。これはもともとあった記載ですけれども、それが大事であって、それに加えてという書き方をしております。御意見を踏まえて工夫できないかということは、検討させていただきたいと思えます。

それから、上田先生から資料3-1の12ページのにぎわい創出の効果の表現の仕方について事例を記載した方がよいとの御意見がありましたので、記載を検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○山口部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

私から1点、これまでもいろいろ出て、先ほど浅川委員からVFMの話も出ていたのですが、気になるのが、PPP/PFIの手法が多様化していく中で、例えばスモールコンセッションなどは典型だと思うのですが、従来型では行えない、要はPPPだからこそ行える手法があると思うのです。そうした場合に、無理にVFMを出すといっても、従来型が想定できないのにVFMを出してもしょうがないのではないかと個人的には思うので、従来から提供している公共サービスで、既存の公共サービスについてはVFMを出すことは意味があると思うのですが、そうではないPPP/PFI手法もあるということがあるので、そういったものを踏まえた上で、この評価基準の整理を考えていただきたい、そういう視点も持っていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○鈴木企画官 ありがとうございます。

御指摘のとおりだと思いますので、指針で示した方針を踏まえて、その辺りも解説書となる優先的検討規程策定の手引の中で、その意味といいますか、意味合いといいますか、そういったところはしっかり最近のPPP/PFIの取組状況などを踏まえて、事例などを踏まえて解説していったらいいかと考えておりますので、また御意見を御参考にさせていただきたいと思います。

○山口部会長 ありがとうございます。

ほかは特にないでしょうかね。

それでは、よろしければ、議事（3）の質疑はここまでさせていただければと思います。

なお、議事（3）について、事務局から御説明がありましたとおり、今回の御審議及び委員からの御意見を踏まえ、修正した後、PFI推進委員会にて御審議いただきます。今後の調整については部会長の私に御一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山口部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。本日は積極的に御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○大塚参事官 皆様、本日は活発な御議論、御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日の議論、御意見を踏まえまして、アクションプランの令和7年改定版の検討、さきの優先的検討指針の検討をさらに進めてまいりたいと思います。

今後のスケジュールとしましては、途中でもお話がありましたけれども、今年版のアクションプラン、優先的検討指針それぞれについて、5月16日予定のPFI推進委員会での審議を経まして、さらに後日開催予定のPFI推進会議にて決定されるという予定でございます。

委員の皆様には、決定後、速やかに御案内をさせていただければと思います。

繰り返しになりますけれども、本日は活発な御意見、御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。